平成21年度 第1回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会

議事録

- 1 日 時: 平成21年5月19日(火)午前10時30分~11時50分
- 2 会 場:北庁舎3階 第3会議室
- 3 出席者:(委員)

和気委員、鈴木(眞)委員、石渡委員、鈴木(恂)委員、近藤委員、能勢委員、武市委員、杉田委員、竹内委員

(事務局)

鎌田部長、三ヶ尻次長(地域福祉推進課)、市川主幹、田添主幹、村中主幹、加藤 課長補佐(高齢者支援課)、村越係長(介護保険係)、中野係長(在宅支援係)、鈴 木主査(在宅支援係施設担当)、横道主査(包括マネジメント)、山田係長(介護認 定係)

- 4 欠席者: 角田委員、山口委員、田口委員、島村委員、矢ケ崎委員
- 5 傍聴者:1名
- 6 議事前の流れ
 - 1) 開会
 - 2)委員依頼
 - 市長あいさつ 鎌田福祉保健部長(市長代理)
 - 4)委員自己紹介
 - 5) 事務局紹介
 - 6) 会長・副会長の選出
 - (1) 役員決定

会 長:和気 康太 副会長:鈴木眞理子

- (2) 役員挨拶
- (3)協議依頼書の伝達 鎌田福祉保健部長
- 7) 傍聴者の入場
- 8) 資料説明
- 7 議事内容

進行役:和気会長

(1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の概要説明

【説明】

この協議会は資料4の設置要綱に基づいている。具体的なスケジュールについては、未 定であるが、第5期の計画は、平成22年度については、アンケート調査を中心に進め、 平成23年度については、重点施策を中心に、素案作りを進めていきたい。

第4期の検証については、21年度の下半期から実施することを予定している。 指定地域密着サービス指定等に関する事項は、これまで、地域包括支援センター運営協議会で実施していたが、本計画の検証、策定とあわせて本協議会で行いたい。

【質疑応答】特になし

(2) 府中市高齢者保健福祉計画・府中市第4期介護保険事業計画の現状と課題

高齢者保健福祉計画については老人福祉法第20条の8に規定され、介護保険事業計画については、介護保険法第117条第1項に規定されており両計画は、老人福祉法第20条の8第6項で一体として策定されることが求められている。

また、この計画は、第5次府中市総合計画後期基本計画を上位計画と位置付けている同計画に組み込まれており、平成21年~26年度までをその計画期間としているが、介護保険事業計画については、3年に1度見直しをすることを求められており本協議会もそれに沿って開催している。

府中市高齢者保健福祉計画・府中市第4期介護保険事業計画の現状と課題については資料2 $(P.74\sim P.106)$ において記載されているとおりであり、重点施策については $P.114\sim P.121$ のとおりである。介護保険事業計画については、 $P.139\sim P.151$ に記載されており介護保険料基準月額については、第3期と同じ3,950円とした。

【説明】

介護保険事業計画の補足説明をすると、3年間の介護保険サービス給付費見込みから算出した介護保険料基準額は、4,492円だったが、保険料の上昇を抑制するため、国の交付金や市の準備基金を活用して、介護保険料の基準額3,950円を設定した。介護保険料激変緩和については、第3期の料率変更に代わり、第4期においては多段階化により実施する。これにより保険料負担が軽減される方は、第1号被保険者の約30%である。

質問A

老人保健法は廃止されたが、高齢者保健福祉計画について「保健」という言葉を使用しつづけることについては事務局側で検討したのか。

回答A

老人保健法はH20年4月1日に廃止されたが、介護予防との連動、高齢者の健康増進という観点から「保健」という言葉を盛り込んでいくべきであるという考えに立って、3期を継承してそのまま使用している。

(2) その他

【説明】協議会の進め方について(事務局)

次回の日程については、未定であるが、今回、欠席した委員の方の中で、木曜日の午前中であれば都合がつくという方がいらっしゃいましたが、次回以降は、木曜日の午前中はどうか。

【質疑応答】特になし

(事務局) 次回の協議会は、木曜日午前中に開催できるよう調整したい。

以上